

任意継続被保険者資格取得申出書について

任意継続被保険者資格取得申出書

常務理事	事務長		担当

令和 年 月 日

資格喪失時の 記号・番号	記号	〇〇	番号	〇〇〇〇〇
社員番号	〇〇〇〇〇			
氏名	フリガナ ケンポ タロウ 健保 太郎			
申請者の住所	〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷〇-〇-〇 自宅Tel 03 (1234) 5678 携帯Tel 090 (9876) 5432			
生年月日	昭和 平成	〇 年 〇 月 〇 日 (〇〇) 歳	性別	男 ・ 女
メールアドレス (退職後に連絡がとれるもの)	〇〇△△@〇〇〇〇.ne.jp			
資格喪失の年月日 (退職日の翌日)	令和 〇 年 〇 月 〇 日			
資格喪失時の所属会社名	株式会社〇〇〇〇			
資格喪失時の所属部署名	〇〇支店			
給付金等振込先	① 〇〇〇	銀行 信用金庫	〇〇	本店 支店
	普通	口座番号 1234567	口座名義(カナ)	ケンポ タロウ
保険料の納入方法	① 毎月ごと ② 1年分前納 ③ 半年分前納			
被保険者同意欄	保険料の納入期日までに入金の確認が取れない場合、資格喪失の手続きをとる事に同意致します。 被保険者氏名 健保 太郎			
資格確認書発行要否	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
氏名	生年月日	性別	続柄	住所
健保 花子	50年12月16日	女	妻	東京都渋谷区千駄ヶ谷〇-〇-〇
資格確認書発行要否	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
健保 桃子	17年 9月 4日	女	長女	同上
資格確認書発行要否	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
資格確認書発行要否	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
資格確認書発行要否	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
資格確認書発行要否	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			

(注) 1. この申請書は資格喪失日から20日以内に健康保険組合に届かない場合は受付できませんのでご注意ください。

退職後に引き続き当健康保険組合に加入したい方は、退職後20日以内に申請書を当組合まで提出してください。

記入について

- ①「給付金振込先口座」は、任意継続加入期間中に高額療養費等の給付金が発生した時に給付金を振り込みする口座を記入してください。
(日本国内の口座で被保険者名義のもの)
- ②「保険料の納入方法」はご希望の納付方法をお選びください。
また、口座振替制度はございませんのでご了承ください。
- ③ 資格確認書を発行希望の場合は「資格確認書発行要否」にチェックをいれてください。
引き続きご家族様を被扶養者として認定する場合は、「被扶養者状況」に記入してください。

ご注意ください

- 申出後、納付書をお送りいたしますので期日までに保険料をお納めください。
- 納付期日までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。
この期間中に健康保険を使用して医療機関等で治療を受けた場合は、健保負担分の医療費を後日請求させていただきます。
- 初回保険料を納めるまでは申請の取り下げが可能です。国民健康保険制度※を検討している方は保険料を納める前までにお決めください。
保険料納付後の申請の取り下げはできません。
※会社都合等による退職の場合は国民健康保険料(税)を軽減する制度がありますので、該当される方は、お住まいの市区町村の国民健康保険課にお尋ねください。

提出先・お問い合わせ先

フィリップス・ジャパン健康保険組合
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-5 代々木イーストビル8階
TEL 03-6384-2270
info@Philips-kenpo.com